

# 平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	137	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	消防・防災・安全
提案事項 (事項名)	災害対応時における包括的な適用除外措置				
提案団体	新潟県				
制度の所管・関係府省	内閣府				

## 求める措置の具体的内容

災害対応に係る平常時の規制の適用除外にあたっては、災害対策基本法第86条の2から86条の5に規定された限定的な適用除外ではなく、包括的な適用除外措置を規定すべき

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

**【制度改正の必要性】**  
平成25年の災害対策基本法改正においては、臨時に避難所として使用する施設の構造等に係る平常時の規制の適用除外が新たに規定された(第86条の2～86条の5の新設)が、個別法レベルの限定列挙に留まっている。  
災害は、いつも新しい顔、違う顔でやって来る。災害対応(特に緊急時対応)の場面では、平常時には想像のつかない事態に遭遇するもの。しかし、平常時の規制は、法律だけでなく政省令で無数に定められている。緊急時対応の場面において、政省令を含めた一連の規制をクリアするためには、“包括的な”適用除外措置が可能となるような仕組みが必要である。

**【制度改正の内容】**  
現場の最前線に立つ地方公共団体による迅速かつ適切な災害対応を可能とするため、法律及び政省令を一時停止・緩和するような包括的な規定、緊急時対応の規定を設けるべき。

**【国の施策との関連】**  
「防災対策推進検討会議最終報告」(H24.7.13)39ページにおいては、今後重点的にとりくむべき事項の一つとして、各種規制に係る災害時の緩和について言及している。

## 根拠法令等

災害対策基本法第86条の2から第86条の5まで

# 平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	138	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	消防・防災・安全
提案事項 (事項名)	災害救助法に係る救助の程度、方法及び期間の地方委任				
提案団体	新潟県				
制度の所管・関係府省	内閣府				

## 求める措置の具体的内容

災害救助法について、救助の程度、方法及び期間については、地方の主體的な判断で決定できるようにすべき

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】  
災害救助法第4条第3項では、救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は政令で定めるとされている。同法施行令第3条第1項では、内閣総理大臣が定める基準に従い都道府県知事が定めるとされ、同条第2項では、内閣総理大臣の定める基準での救助の実施が困難な場合は、内閣総理大臣と協議し、同意を得た上で定めることができるとされているが、地域の実情に応じた救助を、地方公共団体が主体的に、かつ、より迅速に実施する必要がある。

【支障事例】  
同法に基づく応急救助の内容等については、内閣総理大臣による一般基準が定められている。災害の態様に応じ、この一般基準では適切な救助を実施することが困難な場合は、国と相談の上、特別基準の設定が可能とされており、国の見解としては、現行制度においても被災地の実情に応じて弾力的な運用が可能とされているところ。  
しかしながら、特別基準の協議等による国の関与が、地方公共団体による迅速かつ適切な災害救助の支障となっている。

【懸念の解消策】  
国による関与は、例えば、精算監査等の事後チェックで救助の実施を確認することにより、事後的に責任を果たせるのではないか。

【制度改正の内容】  
地方が地域の実情に応じて主体的に救助できる仕組みを検討すべき。

【国の施策との関連】  
「防災対策推進検討会議最終報告」(H24.7.13)16ページにおいては、各種救助に関する実施基準について、地方公共団体が個々の災害に適切に対応できるよう、より使い勝手の良い制度に改めるべきである旨言及されている。

【支障事例】  
東日本大震災における石油不足 → このような非常時に際しては、緊急輸入のために製品規格(成分基準)を緩めることも考えていただけないか(「揮発油等の品質の確保等に関する法律」の規格緩和)

## 根拠法令等

災害救助法第4条第3項  
災害救助法施行令第3条

# 平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	245	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
提案事項 (事項名)	総合特区推進調整費の使途等に関する基準の要件緩和				
提案団体	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、関西広域連合				
制度の所管・関係府省	内閣府				

## 求める措置の具体的内容

総合特区推進調整費について、総合特区の目標実現に向けて、地方の実情に応じた柔軟かつ継続性をもった取組みを推進するため、直接、指定地域へ交付する制度を創設し、調整費を複数年に渡って使えるよう規制緩和すること。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【提案の経緯・事情変更等】

今年度から特区については、国家戦略特別区域等に係る提案募集の際、全国での規制改革を求める提案についても求めることができ、構造改革特区と見なして取り扱うことができるようになるなど制度改正が行われた。また、国で進めている地方創生は、地域の主体的な取組みが必要であり、提案募集や特区による規制緩和等に加え、地方が迅速かつ効果的な事業が可能な自由度の高い交付金が求められている。

### 【支障事例等】

当該調整費の使途については、各省の既存の予算制度を活用した上でなお不足する場合に補完するものとなっており、既存の予算制度に基づかない新規の取組に対応できていない。

とくに、先進的な取組みの場合は国の支援制度の活用が不可欠であるが、支援制度の採択の見通しが立ちにくいことから、計画的な事業を行うことができず、最終的に事業化そのものを断念せざるを得ない場合が想定される。

### 【効果・必要性】

指定地域へ直接交付する制度になれば、関係府省による予算措置の対応方針の検討を待つことなく、迅速な事業執行ができる。また、地域が包括的・戦略的なチャレンジを行うにあたり、地域の実情に応じた支援を受けることが可能となる。

## 根拠法令等

総合特別区域基本方針、総合特区推進調整費の使途等に関する基準について

# 平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	249	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	幼保連携型認定こども園の学級編制、職員、設備及び運営に関する基準の見直し				
提案団体	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合				
制度の所管・関係府省	内閣府、文部科学省、厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

認定こども園における保育室の面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等について、「従うべき基準」とされているものを、必要となる財源を措置した上で、「参酌すべき基準」に見直すこと。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【提案の経緯・事情変更】

平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度では、各市町ごとに就学前教育・保育の量の見込と提供体制の確保時期等を定めることとされている。また、地方創生の中では、若い世代が安心して結婚・妊娠・子育てができるよう切れ目のない支援が求められている。

### 【支障事例等】

認定こども園における保育室の面積や食事の提供方法などについては、従うべき基準とされており、地域の実情に応じた基準等を定めることができない。そのため、都市部では、園舎と同一敷地内に園庭を設けることが困難となっているほか、乳幼児が減少する郡部や離島では、自園調理から外部搬入への切り替えができないでいる。

ある私立保育所では、幼保連携型認定こども園への移行に併せて園舎を建て替える際、公立保育所と同様に全ての子どもへの給食提供の外部搬入が認められるのであれば、必要最小限の調理施設の整備にとどめたいとの意向を持っていた。しかしながら、私立保育所は、上記の特例が認められないため、3歳以上の子どものみ公立の給食センターからの外部搬入を実施することとし、満3歳未満の子どもについては、これまでどおり給食設備を整備し、調理員を配置せざるを得なかった。

### 【効果・必要性】

私立幼保連携型認定こども園の満3歳未満の子どもについても外部搬入が認められれば、公立の給食センターの運営の安定化につながる上、私立幼保連携型認定こども園の運営の効率化にもつながることとなる。

## 根拠法令等

就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項

# 平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	264	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	病児保育事業の補助要件の緩和				
提案団体	兵庫県、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県				
制度の所管・関係府省	内閣府、厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

病児保育事業(病児対応型、病後児対応型)の補助要件である保育士の配置要件について、利用児童の定員数が2名以下の場合は看護師等1名の配置で対象となるよう補助要件を緩和すること。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【提案の経緯・事情変更】

地方創生の取組みの中で、女性の活躍が期待されているが、人口減少地域においては、保育士や看護師の人材が少ない状況である。

### 【支障事例等】

現状の病児保育事業の補助要件では、利用児童おおむね1人につき看護師1名以上及び利用児童3人につき保育士1名以上の配置が求められている。しかし、地方部など人口減少地域においては、診療所等では保育士の配置が困難な状況にあり、病児保育が進んでおらず、女性の社会進出の妨げとなっている。

兵庫県では、こうした状況を鑑み、本年度県単独で補助事業を設けている。

### 【効果・必要性】

人口の少ない地域や区域が広いため複数の病児保育施設が必要な地域で病児保育施設の設置が促進される。

## 根拠法令等

子ども・子育て支援交付金交付要綱  
病児保育事業実施要綱